

2020年5月7日

各位

大日本住友製薬株式会社

**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止に伴う
代表電話による応対停止期間の延長のお知らせ**

大日本住友製薬株式会社は、日本政府による緊急事態宣言の発出を受けて、5月6日(水)まで、大阪本社および東京本社等を含む全ての事業所において、従業員は原則として在宅勤務としていましたが、5月4日(月)、緊急事態宣言が5月31日(日)まで延長されたことに伴い、当該期間を5月31日(日)まで延長することとしました。

つきましては、代表電話(大阪本社:06-6203-5321、東京本社:03-5159-2500)によるお問い合わせについても、応対停止期間を5月31日(日)まで延長させていただきます。

【代表電話停止期間】

2020年4月8日(水)～2020年5月31日(日)

※終了時期につきましては、今後の状況に鑑みて、変更する可能性があります。

上記期間中におけるお問い合わせにつきましては、当社ホームページのお問い合わせフォーム(<https://contact.ds-pharma.co.jp/form/pub/contact/jp>)からお願いします。必要に応じて担当者から直接ご連絡いたします。

皆様には、大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上